

狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）骨子及び狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（案）骨子に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施概要

- (1) 実施期間 令和4年9月1日（木）～令和4年9月30日（金）
- (2) 意見提出方法 政策室への書面による提出、郵便による送付、ファクシミリによる送信、電子メールによる送信、狛江市公式ホームページ専用フォーム（LoGo フォーム）による送信

2. 意見等件数

- (1) 提出者数 1名
- (2) 提出件数 5件

3. パブリックコメントの意見等及び市の取扱方針について

狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）骨子に対する意見

	意見（概要）	市の取扱い方針（回答）
1	<p>狛江市個人情報保護条例の改正にあたっては、以下の3点を前提とする必要があると考える。</p> <p>(1) 狛江市がこれまで積み重ねてきた市民の個人情報保護に係る全国でも先進的な取り組みを維持し、発展させる。</p> <p>(2) 狛江市の収集・保有する個人情報は、狛江市民に関するものがほとんどであり、主体である市民の自己情報コントロール権を尊重し、担保できるように、新個人情報保護法の下での運用上の工夫を行う。</p> <p>(3) 行政への市民参加・市民協働の制度として、また個人情報保護施策へのチェック機関として、個人情報保護審議会が有効であることは、これまでの実績で実証されており、今後とも個人情報保護審議会を引き続き積極的に活用する。</p>	<p>これまでの狛江市個人情報保護条例で行ってきた運用をそのまま維持できるよう今後も運用を工夫してまいります。</p> <p>保有個人情報の目的外利用・外部提供については、これまでと概念が異なりますが、法における目的外利用・外部提供に当たる場合は、個人情報保護担当課へ届出を必要とすることで内部監督を行う予定です。届出のあった案件については、年1回個人情報保護審議会へ報告させていただき、公表する予定です。</p> <p>また外部委託については、委託契約時に法で求められる安全管理措置を規定した個人情報の保護に関する特記仕様書を締結し、委託先が必要な安全管理措置をきちんと行ったかをチェックリストを提出させることで担保する予定です。</p>

	<p>以上の前提にたつて、具体的には、以下のような点が改正条例には必要だと考える。</p> <p>①審議会への事後報告</p> <p>これまで審議会に事前に答申され、個人情報保護の点から慎重な審議を行なってきた、外部委託、外部提供、目的外利用等の個別案件については、新しい個人情報保護法の下では、審議会は関与することはできない。</p> <p>しかし、これらの案件のうち、「要配慮個人情報」等を伴うものについては、上記の自己情報コントロール権を担保する観点から、事務局は審議会に事後報告をするものとする。</p> <p>また、報告された案件リストは市民に公表する。</p> <p>なお、必要な場合には、審議会は当該部局から説明を求めることができるものとする。</p>	
2	<p>②個人情報記録・ファイルの作成、公表</p> <p>これまでも、市では個人情報取扱事務・特定個人情報取扱事務一覧を作成、公表してきた。今回国の個人情報保護委員会の個人情報保護ファイル簿に基準が共通化される。しかし、ファイル簿作成基準外の1,000人以下の個人情報ファイル、また紙ベースの個人情報などもあり、継続性の点からも、従来通りの事務一覧も作成し、公表することがのぞましい。</p>	<p>1,000人以上のものについては法の個人情報ファイル簿の様式での管理が求められているのでその通り運用を行い、1,000人を超えないものについては、市のこれまでの管理を引き続き行っていく予定です。</p>
3	<p>③死者の個人情報</p> <p>個人情報保護法では、個人情報の定義は生者の情報であり、死者の情報は</p>	<p>狛江市死者情報取扱規則は、狛江市では死者の個人情報は保護に値しないという原則のもと、遺族の権利利益を</p>

	<p>個人情報ではない。しかし、死者の「個人情報」は慎重に扱われるべきであり、狛江市でも審議会の議論などを経て、「狛江市死者情報取扱規則」で取り扱いのルールを定めている。</p> <p>この点については、規則を一部改正して継続するべきである。</p>	<p>侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱うため、情報公開制度における特別な運用を定めたものです。</p> <p>狛江市死者情報取扱規則については、今後も引き続き運用していきます。</p>
4	<p>④電子計算機処理等の運用について  狛江市の現行条例は審議会の所管事項として、「(2) 電子計算機処理等の運用に係る基本的事項に関すること。」をあげている。</p> <p>個人情報の漏洩紛失等は電子計算機の運用管理の問題と不可分であり、個人情報の保護と、電子計算機についての運用が合理的・適正に行われることと一体であることはいままでのない。その意味で、個人情報審議会が引き続き市のシステム、ネットワークを第三者的にチェックする機能をもつことは重要である。IT化が進む中で、このチェック機能はますます重要になる。しかし、チェックには一定の専門知識も必要であることから、必要に応じて専門委員の設置等も検討するべきであろう。</p>	<p>これまで個人情報保護審議会の所掌事項の「電子計算機処理等の運用に関する基本的事項に関すること」とは、具体的には電子計算機処理により行う保有個人情報の記録項目の設定、追加又は変更並びに結合の禁止の例外を認めるかどうかについてご審議いただきました。しかし、法の下では個人情報保護審議会がこうした諮問を受けることを規定するのは市に認められた裁量の範囲外となりますので、狛江市情報セキュリティポリシー等を踏まえ、第三者としてのチェック機関の役割を担うのに適切な機関のあり方について、検討をしてみたいです。</p>
5	<p>⑤市議会  新個人情報保護法は議会については適用範囲外となる。市議会についても個人情報保護についての独自条例を制定することが望ましい。</p>	<p>市議会においては、個人情報の保護の適切な運用を図るため独自の条例を制定する予定です。</p>